

平成二十年三月十三日提出  
質問第一七三号

## ファイブリノゲン製剤等投与記録に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## フィブリノゲン製剤等投与記録に関する質問主意書

三月十一日、フィブリノゲン製剤投与に関する症例記録が、二〇〇二年に厚生労働省に報告のあった四一八症例リスト以外に七八人分、田辺三菱製薬に保管されていたと報道されている。また同日、第Ⅸ因子製剤投与に関する記録も二九人分、田辺三菱製薬に保管されていたと報道されている。

一方、フィブリノゲン製剤等の患者個人の特定につながる投与記録について、今年に入ってから二月二十七日に新たに三八五九名のリストが明らかになっている。

そこでお伺いする。

一 厚生労働省は、田辺三菱製薬等の製薬企業にフィブリノゲン製剤など薬害肝炎の原因となる薬剤の投与記録すべての提出を指示したことはあるか。

二 指示したことがあるなら、いつどのような形で指示したのか。

三 もし指示したことがないなら、なぜ指示しなかったのか。

四 今後、引き続き、新たなフィブリノゲン製剤等投与者リストが田辺三菱製薬等から発見されることがあつてはならない。もし今までに指示したことがないなら、指示すべきではないか。

五 フィブリノゲン製剤等投与患者の「個人が特定されるか否か」にかかわらず、田辺三菱製薬等が新たな投与記録をまだ、持っている可能性はあるのか、ないのか。

六 「投与者個人が特定されるリストか否か」にかかわらず、田辺三菱製薬等が保持していると厚生労働省が認識しているフィブリノゲン製剤等投与患者のリストはまだあるのか、ないのか。

七 フィブリノゲン製剤投与記録四一八症例リストにある患者の二〇〇二年当時の実態を調査する「フィブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」の結果はいつ公表されるのか。同調査検討会の調査票は、現在までにどの程度回収されているのか。

右質問する。